

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 千葉県千葉市中央区栄町35番14号
名 称 株式会社関東ミキシングコンクリート
代 表 者 代表取締役 帯川秀高

2 許可内容

- (1) 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200153383号
許可年月日 平成27年5月1日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (2) 許可の種類 産業廃棄物処分業
許可の番号 第01220153383号
許可年月日 平成30年2月7日
事業の区分 磨砕洗浄・脱水・固化, 磨砕洗浄・固化及び破碎による中間処理

3 処分年月日 平成30年12月17日

4 行政処分の内容

許可の取消し

5 行政処分の理由

株式会社関東ミキシングコンクリートは、同社において中間処理を行った汚泥の処理後物を産業廃棄物処分業の許可を有していない有限会社コウシュンに対し450円/m³で販売する一方で、株式会社関東ミキシングコンクリートのプラント管理を受託していた株式会社ジ・アースを介して、前述の販売先に対し運搬費として3,450円/m³を負担していた。

このことは、汚泥の処理後物について、その費用を負担した上で、運搬の名目で運搬者に引き受けさせるもので、結局は廃棄物の処分を委託することと同義である。

もって、株式会社関東ミキシングコンクリートは、産業廃棄物の処分を他人に委託する場合には産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと規定する法第12条第5項の規定に違反した。

上記事実は、委託基準について定めた法第12条第5項に違反するとともに、法第14条の3の2第1項第5号に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課
監視指導室

TEL 043-223-2684